

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南房総市	千代三坂地区(三芳地区)	令和3年3月17日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	59.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	54.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.3ha
(備考)この地区は、安房中央土地改良区の安房中央ダムからパイプラインを引いており、賦課金を納めている。地区の農業としては、水稲、露地野菜、果樹を作付けする農家8名を中心経営体としており、農地の利用状況は良好である。	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

①上記1の対象地区の現状から、5年後は現在の中心経営体で担うことができる。課題は、10年後に向け農地の集積を進め、集約化を図ることが必要となる。
②集約化を図るためには、小作料等の作付条件を集落で再考する必要がある。
③アンケートの意見として、「役員の選出方法の見直し」が4件、「賦課金(水利費)が高いなど」が3件あった。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域の担い手は十分確保されており、今後中心経営体へ農地集積を進めるとともに、将来的には担い手の作目に適した圃場に分散錯圃解消も含め、農地を集約していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲	16.2 ha	水稲	20.0 ha	千代・三坂地区
認農	B	水稲	1.5 ha	水稲	3.0 ha	千代・三坂地区
認農法	C	野菜	1.4 ha	野菜	2.4 ha	千代・三坂地区
認就	D	水稲	1.4 ha	水稲	20.0 ha	千代・三坂地区
	E	水稲、野菜	3.0 ha	水稲、野菜	3.0 ha	千代・三坂地区
	F	水稲、野菜	2.8 ha	水稲、野菜	6.0 ha	千代・三坂地区
	G	水稲、野菜、果樹	4.5 ha	水稲、野菜、果樹	5.0 ha	千代・三坂地区
	H	水稲	1.3 ha	水稲	2.0 ha	千代・三坂地区
計	8人		32.1 ha		61.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、23筆、46, 355㎡となっている。

後継者未定の農地は、20筆、34, 393㎡、後継者不明の農地は、41筆、68, 108㎡、合計61筆、102, 501㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

千代地区、三坂地区とも重点実施地区となっており、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中間管理事業に切り替えて、皆が預ければ補助金(地域集積協力金)のメリットがある。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。その時、農地を貸し付けている地権者の負担を軽減できるよう、中間管理事業の地域集積協力金を充て、また農地耕作条件改善事業など農地整備・集約協力金の交付対象となっている有利な事業を活用する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

後継者育成の取組方針

新たに農業経営を行う者や農業経営を始めたばかりの者の育成・支援に努め、関係機関と連携してフォローアップを行い、地域の後継者として育成する。

5 2の課題における農地の集約化以外に関する方針

「2②集約化を図るためには、小作料等の作付条件を集落で再考する必要がある。」については、農地所有者と中心経営体の意見を十分に聞き、水稻価格等の現状を把握し、将来を見据えた料金設定を検討する。

「2③アンケートの意見として、「役員の選出方法の見直し」が4件」については、実際に耕作していないと、水引役は難しいため、皆が平等に水引役をやるのではなく、耕作者は水引役、非農家は事務や会計を担当するなど役割分担を検討する。

「2③アンケートの意見として、「賦課金(水利費)が高いなど」が3件」については、安房中央土地改良区に説明を依頼する。